

9 地域性在来緑化植物の供給体制整備等のための推進化方策の検討

9.1 推進化方策の考え方

地域性在来緑化植物の供給体制整備の望ましい方向としては、将来的に全ての緑化事業に対応する緑化材料として適用していくことを目指している。つまり、地域性在来緑化植物が、最終的に一般緑化植物と同等に取扱われるようにすることが求められ、そのためには、一定水準の品質や遺伝的な特性等が確保された緑化植物が、可能な限り市場生産により供給されることが望ましい。

しかし、現状において地域性在来緑化植物の供給は、その使用・供給が限定的であることを考慮すると、前記で提案したシステムをすぐに実現することは困難であると想定され、中長期的な視点で段階的に取り組んでいくことが必要となる。

この取り組みにあたっては、図 9.1に示すように、まず、①地域性在来緑化植物の普及に係る方策を展開し、生物多様性に配慮した緑化材料としての重要性や意義などを広く周知し、地域性在来緑化植物の利用・供給活動の機運を盛り上げていくことが望ましい。

そして、先に検討している供給モデルの実施に向け、②地域性在来緑化植物の供給の推進に係る方策、③地域性在来緑化植物の流通の推進に係る方策、④地域性在来緑化植物の使用の推進に係る方策を総合的に展開していくことが望ましい。

これらの具体的かつ段階的な取り組み方策を図 9.2に示す。

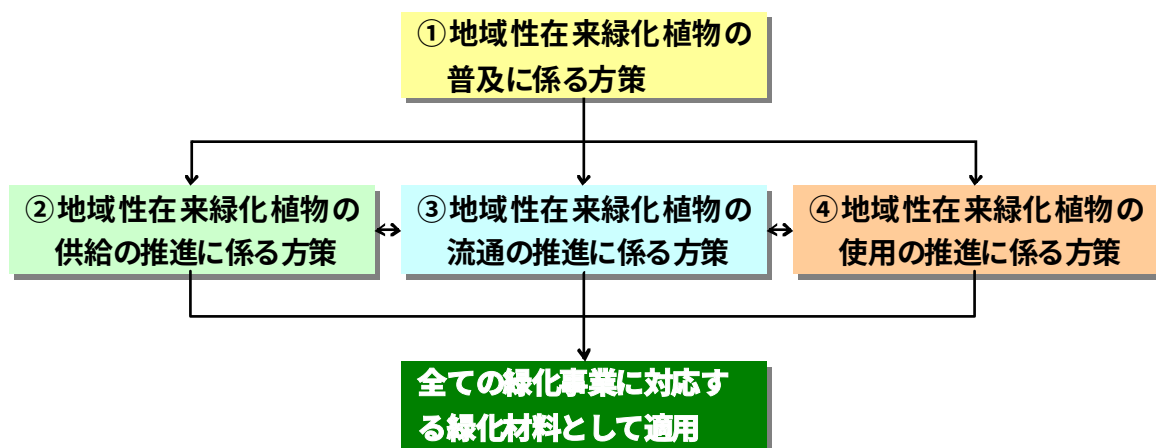


図 9.1 推進化方策の体系

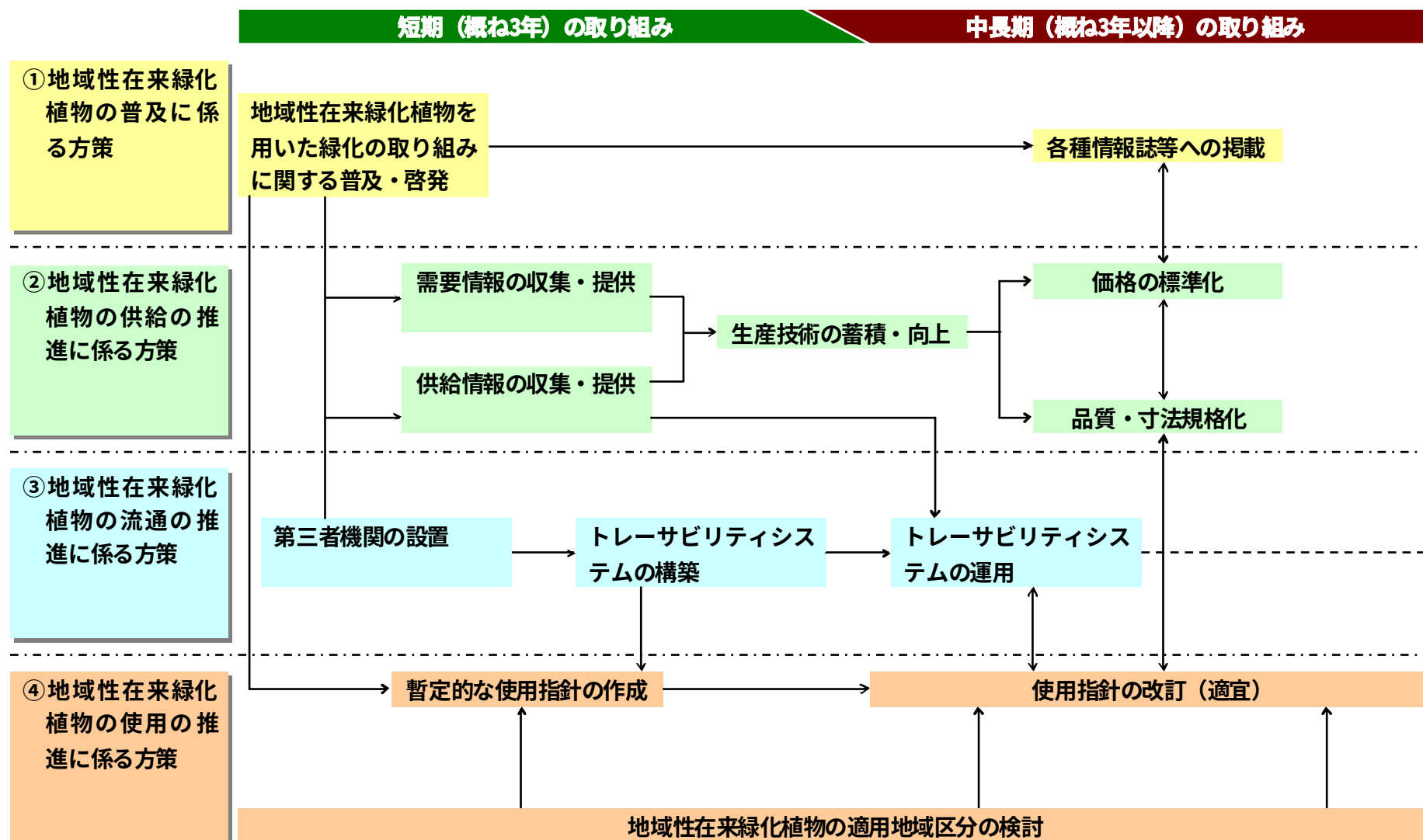


図 9.2 段階的取り組み方策

9.2 推進化方策の整理

図 9.2に基づき、地域性在来緑化植物の供給体制整備の推進に向けて取り組むべき事項を以下に整理する。

9.2.1 地域性在来緑化植物の普及に係る方策

(1) 地域性在来緑化植物を用いた緑化の取り組みに関する普及・啓発

現状において、地域性在来緑化植物の使用は限定的なものとなっている。このため、地域性在来緑化植物をより多く、安定的に供給できるようにするためには、その使用等を活性化することが必要である。

この活性化方策として、まず、使用者サイドに対して、生物多様性に配慮した緑化等における地域性在来緑化植物の役割や意義を周知することや、地域性在来緑化植物を活用した緑化事例の紹介などを行う。

(2) 各種情報誌等への掲載

地域性在来緑化植物の安定的な使用・供給を図っていくためには、その流通する寸法規格や適正価格を一般に周知することが求められる。

このため、一定の供給量が確保され、その流通寸法や価格等が安定した段階で、植物種別（場合によっては規格別）の標準寸法や価格を各種情報誌に掲載する。

9.2.2 地域性在来緑化植物の供給の推進に係る方策

(1) 需要情報の収集・提供

地域性在来緑化植物の生産・供給を活性化するためには、将来において使用が見込まれる植物種及びその数量等がわかる需要情報を一元的に提供することが望ましい。

このため、先の検討結果を踏まえ、トレーサビリティシステムの実施主体等となる第三者機関等を活用して、地域性在来緑化植物の需要情報を収集し、生産・供給者に向けて発信する。

(2) 供給情報の収集・提供

地域性在来緑化植物の生産・供給を活性化するためには、その活用機会を増大させることが必要であり、そのためには計画・設計段階において供給可能な地域性在来緑化植物種やその数量が一元的に確認できることが望ましい。

このため、上述と同様に第三者機関等を活用して、地域性在来緑化植物の供給情報を収集し、使用者に向けて発信する。

(3) 生産技術の蓄積と向上

これまで地域性在来緑化植物として生産された種は限定的であり、すでに得られている技術的知見も一部に限られている中で、地域性在来緑化植物の安定的な供給を図っていくためには、その生産技術の蓄積や向上が求められる。

このため、需要・供給情報の発信による供給量の増大が想定される中で、より多くの種に関する技術的知見を蓄積するとともに、これを生産活動にフィードバックしていく。

(4) 品質・寸法規格化

地域性在来緑化植物は、一般の緑化材料と同様に緑化材料としての必要最低限の資質を有していることが望ましい。

このため、生産技術の蓄積・向上が図られ、確保可能な品質水準や寸法に応じた必要生産年数等が明らかになった時点で、地域性在来緑化植物の望ましい品質・寸法規格基準を検討・整理する。

(5) 価格の標準化

地域性在来緑化植物の安定的な使用や供給を推進するためには、その価格を安定的なものにすることが重要である。

このため、生産技術の蓄積・向上が図られ、必要な生産コスト等が明らかになるとともに、供給・使用量の増大に伴い流通価格が安定した段階で、植物種等に応じた価格の標準化を検討する。

9.2.3 地域性在来緑化植物の流通の推進に係る方策

(1) 第三者機関の設置

供給体制モデルの検討では、需要・供給情報の提供やラベリング及びトレーサビリティシステムを第三者機関により実施することとしている。

このため、これらの実施を行う第三者機関の設立又は選定を行う。

(2) トレーサビリティシステムの構築

供給体制モデルの検討を踏まえ、ラベリング及び生産履歴の確認が行えるトレーサビリティシステムを構築するため、主に以下の内容について具体的な検討を行う。

また、この検討にあたっては、将来的に供給情報内容と連動することが望ましく、これを視野に入れた検討を行う。

表 9.1 トレーサビリティシステムの構築に係る検討内容

検討事項	検討内容
生産者認定に係る事項	● 認定生産者を認定するための申請方法及び具体的審査基準 ● 生産者認定時に実施する研修の具体的内容 ● 認定生産者情報の公開方法
ラベリングに係る事項	● 導入する登録票 ● 生産植物の登録申請方法 ● 地域性在来緑化植物生産データベースのシステム
トレーサビリティシステムに係る事項	● 栽培履歴等の登録方法及び登録システム ● 出荷情報の登録方法及び登録システム ● 各種履歴等確認のための閲覧方法

(3) トレーサビリティシステムの運用

構築されたトレーサビリティシステムに基づき、その運用を推進する。なお、この運用にあたっては、別途検討・整理する地域性在来緑化植物の使用指針と連動するように配慮する。

9.2.4 地域性在来緑化植物の使用の推進に係る方策

(1) 地域性在来緑化植物の適用地域区分の検討

地域性在来緑化植物を適切に使用していくためには、当該地域固有の遺伝子情報を植物種ごとの収集し、その適用範囲を設定することが求められるが、現段階では明らかになっていない。

このため、継続的に研究機関や関連学会等と連携を図りながら情報収集を図っていくとともに、適切な適用範囲を明らかにしていく。

(2) 暫定的な使用指針の作成

当面における適切な地域性在来緑化植物の使用を行うとともに、地域性在来緑化植物の使用を活性化させるための方策として、地域性在来緑化植物の暫定的な使用指針を検討・整理する。

(3) 使用指針の改訂

適切な地域性在来緑化植物の使用を推進するために、暫定的な使用指針を基本に、地域性在来緑化植物の適用地域区分の設定やトレーサビリティシステムの導入、品質・寸法規格基準の設定等の各内容を適宜組み込んでいく。